

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)	
地域名 (地域内農業集落名)	野沢3地区 (四岐、西平、中野、大久保)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、認定農業者が一人もおらず、高齢化や担い手不足が喫緊の課題となっている。中でも、中野自治区は、8軒あった農家が現在は2軒となっており、農地・農道・用水路の管理などが年々困難な状態となっている。また、有害鳥獣(イノシシ等)による被害も増加傾向にあり、集落ぐるみで対策していかなければならない状況となっている。

当該地区の稲作に使用している水源地までの用水路の延長は約4kmと長く、危険が伴う所が数ヶ所あることから安全確保のため複数人で作業に行かなければならない。そのうえ、農業資材の高騰のほか、働き方改革によって、農機具店の営業時間の短縮などにより農機具の修理に数日を有するなどといった影響を受けている。

【地域の基礎的データ】

地域の担い手: 四岐4名、西平8名、中野0名、大久保0名

(中野と大久保は農振農用地区域外での耕作である)

主な作物: 水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・後継者がいない農地に関しては、農地中間管理機構へ貸付け、地域の担い手への集積、集約化を図る。
- ・有害鳥獣防止対策では、電気柵や檻の設置状況、未利用果樹木の伐採や利活用等のマップ作成を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者がいない農地については農地中間管理機構を積極的に活用し、集積・集約を推し進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者及び担い手の経営意向を勘案し、地域全体の農地を農地中間管理機構を活用して集積及び集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組み予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在耕作している経営体について、集落全体として出来る限りの必要な支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
将来的には、JAや西会津町農業公社等の支援を活用し、ドローンでの農薬散布など委託できる作業は委託しつつ、労力の軽減を図る事で農地の活用と維持管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣防止対策では、電気柵や檻の設置、未利用果樹木の伐採を行い有害鳥獣による被害の防止に努める。
- ⑦保全管理等に関しては、太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入に活用することも一案かもしれない。
また、有害鳥獣被害のない作物など新たな収入源となる作物があれば再耕もあり得るため、多様な方法による保全を検討していく。
- ⑧農業用機械などの共同利用を促進し経費の圧縮に努める。